

障第535号  
令和5年7月21日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、厚生労働省作成のリーフレット等をご活用いただき、施設利用者等へのこまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等、熱中症の予防対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		